

我孫子市消防団応援の店実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防団員の確保並びに地域の防災力の向上及び地域の活性化を図るため、事業所等の協力を得て、消防団員及び同居する家族に対して各種サービス、割引等を提供する我孫子市消防団応援の店の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防団員等 消防団員及びその同居する家族をいう。
- (2) 事業所等 市内の事業所又はその他の団体をいう。
- (3) 応援の店 消防団を応援するため消防団員等に対して優遇措置を行う事業所等として消防長が認定したものをいう。
- (4) 優遇措置 応援の店が提供する商品等の割引及びその他のサービスをいう。

(応援の店の役割)

第3条 応援の店は、自らの責任において、消防団員等に対し、優遇措置の提供を行うものとする。

(申請)

第4条 応援の店の認定（以下「認定」という。）を受けようとする事業所等は、我孫子市消防団応援の店認定申請書（新規・変更）（様式第1号）により、消防長に申請するものとする。

(認定)

第5条 消防長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、次に掲げる場合を除き、認定を行うものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 宗教活動又は政治活動に関係するもの
- (3) 千葉県暴力団排除条例（平成23年千葉県条例第4号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団関係者が実質的に経営を支配す

るもの又はこれらに準ずる者が経営するもの

- (4) その他消防長が認定しないことが適当と認めるもの
(表示証の交付)

第6条 消防長は、前条の規定により認定を行ったときは、表示証(様式第2号)を事業所等に交付するものとする。

- 2 応援の店は、交付を受けた表示証を当該事業所等の見やすい場所に掲示するものとする。

(認定の変更又は廃止)

第7条 応援の店は、認定事項を変更しようとするときは、我孫子市消防団応援の店認定申請書(新規・変更)により、消防長に申請するものとする。

- 2 応援の店は、認定を廃止しようとするときは、我孫子市消防団応援の店認定廃止申請書(様式第3号)を消防長に提出するものとする。

- 3 消防長は、前項の申請があったときは認定を廃止し、応援の店は、表示証を返還又は廃棄するものとする。

(我孫子市消防団応援カードの交付等)

第8条 消防長は、消防団員に我孫子市消防団応援カード(様式第4号。以下「応援カード」という。)を交付するものとする。

- 2 消防団員等は、応援カードを紛失若しくは破損し、又は再交付を受けようとするときは、我孫子市消防団応援カード再交付申請書(様式第5号)により、消防長に申請するものとする。

- 3 消防団を退団した者は、応援カードを直ちに消防長に返還するものとする。

(消防団員等の留意事項)

第9条 消防団員等は、応援の店において優遇措置を受けようとするときは、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 優遇措置を受けようとするときは、応援カードを提示すること。
(2) 応援の店から求めがあったときは、身分が確認できるものを提示すること。
(3) 同居する家族以外の者に応援カードを貸与及び譲渡しないこと。
(4) 認定事項以外の優遇措置を強要しないこと。

- 2 消防団員等は、応援カードを不正に使用し、応援の店に損害を与えたとき

は、応援カード保有者がこれを賠償しなければならない。

(応援の店の公表)

第10条 消防長は、我孫子市消防団応援の店認定一覧表(様式第6号)により、応援の店の名称等をインターネットその他の方法で公表するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、消防長が別に定める。

附 則(平成29年2月23日(消)告示第1号)

この告示は、平成29年3月1日から施行する。

附 則(令和7年3月26日(消)告示第1号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条、第6条関係）

年 月 日

我孫子市消防団応援の店認定申請書（新規・変更）

我孫子市消防長 あて

事業所等 所在地
名 称
代表者氏名
電話番号

当事業所は、我孫子市消防団応援の店実施要綱の趣旨・目的を理解し、我孫子市消防団応援の店の認定を受けたいので申請します。

1 応援の店

事業所名称	
所在地	
業種	
備考	

2 優遇措置

内容	
----	--

3 対象者 ※対象者を○で囲んでください。

消防団員	同居する家族
------	--------

※1 上記内容について、代表者役職・氏名及び担当者職・氏名などを除くものを我孫子市役所ホームページ等に掲載します。

※2 記載された事項は、本事業の目的以外には使用しません。

様式第2号（第6条関係）

表示証



※サイズは直径150mmを基本とし、適宜変更できるものとする。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

我孫子市消防団応援の店認定廃止申請書

我孫子市消防長 あて

事業所等 所在地
名 称
代表者氏名
電話番号

次の理由により我孫子市消防団応援の店の認定の廃止を申請します。

（ 理由： ）

様式第4号（第8条関係）

我孫子市消防団応援カード



【表面】

注意事項

- ・応援の店から提供されるサービスを受ける時は、カードを提示して下さい。
- ・応援の店から求めがあれば、身分が確認できるものを提示して下さい。
- ・このカードは、同意の家族以外に貸与又は、譲渡してはいけません。
- ・このカードを拾われた時は、下記まで連絡をお願いいたします。

我孫子市消防本部警防課 TEL 04-7181-7701

住所 _____

団員氏名 _____ 団本部・第 分団

同居する家族氏名 _____

【裏面】

※応援カードのサイズは5.5cm（縦）×9.0cm（横）（名刺）サイズとする。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

所属 第 分団
階級
氏名
電話

我孫子市消防団応援カード再交付申請書

第8条第2項の規定により、我孫子市消防団応援カードの再交付を受けたいので申請します。

1 再交付の理由

紛失 ・ 破損 ・ その他（ ）

2 至った経緯

（ ）

